

龍崗秦簡譯注（凡十一篇）

馬 彪

はじめに 凡 例

- 1 本稿は、雲夢龍崗秦簡に対する譯注である。
- 2 譯注にあたっては、劉信芳・梁柱『雲夢龍崗秦簡』（科学出版社版 1997 年）に載せられている写真版に基き、釈文を作成した。
- 3 本稿は各律文の配列が発掘者や先行研究者が考えた分類と異なり、筆者の自分なりの 10 種分類法（『龍崗秦簡』の律文に対する分類はまだ統一がなく、筆者の 10 種分類法は「龍崗秦簡における律名の復元について」（『アジアの歴史と文化』第十六輯）で論じているのでここでは省略している）によって並べ替えを行い、1 「盜律」、2 「賊律」、3 「囚律」、4 「捕律」、5 「雜律」、6 「具律」、7 「徭律」と「傳令」「關令」、8 「廐律」、9 「金布律」、10 「田律」（田租稅律）「田令」と附録の「その他」となるものである。
- 4 本稿は各律、令ごとに、釋文、譯文、注釋、釋文付き写真版で構成されている。
- 5 「龍崗秦簡」の簡番号は、出土した際に作った出土番号と劉信芳・梁柱編著『雲夢龍崗秦簡』（科学出版社 1997 年）に載せる整理番号と中国文物研究所・湖北省文物考古学研究所編『龍崗秦簡』（中華書局 2001 版）の著者が作った整理番号の三つがあるが、本稿で使った番号は中華書局版『龍崗秦簡』の著者が作った番号であるが、文末に（ ）で出土番号も示している。
- 6 釋文の標記においては、以下の通りである。
重文符号は“=”で、異体字や仮借字の釋文については、原字の後に（ ）で通用字を記した。

原文の誤字は< >、脱字は〔 〕をもって示す。

判読できない文字で、推量により文字を入れることができるものは枠囲み文字“正字”で表す。

判別できないが文字数が確定できるものは、一文字につき“□”で表す。

判別できない文字列で、文字数も確定できないものは“……”で表す。

断簡があるところは“断”で表す。

残字の確定できるものは【 】, 可能性あるものは(?)をもって示す。

7 和譯は律令名ごとでまとめてある。番号は省く。異体字は現在の通用字で表す。必要に応じて（ ）付きで言葉を補足する。

一 「盜律」

窃盜:

40 二百廿錢到百一十錢、耐為隸臣妾。□断 (273)

【譯】

二百廿錢未滿～百一十錢以上であれば、耐隸臣妾になる。

【注】

「盜過六百六十錢、黥劑剗（劓）以為城旦、不盈六百六十到二百廿錢、黥為城旦。不盈二百廿以下到一錢、=（遷）之。」（睡虎地秦簡「法律答問」）「不盈二百廿到百一十錢、耐為隸臣妾。」（張家山漢簡「盜律」）

41 ・ 贖〔一〕二甲。不盈廿二錢到一錢、贖一盾。不盈一錢□□ (275)

【譯】

・・・二甲を出して贖って、廿二錢未滿から一錢までは、一盾の贖いであり、一錢未滿・・・

【注】

〔一〕贖：罪をあがなう。『説文解字』に「小罰、以財自贖。」とある。「不從令者贖一甲。」(睡虎地秦簡「秦律十八種」關市律)

205 史□贖各一盾。盜(?) □□□□□□□□ (191)

【譯】

史・・・おのおの一盾の贖い。盜・・・

【注】

〔一〕「斗不正、半升以上、贖一甲、不盈半升到少半升、贖一盾。半石不正、八兩以上、鈞不正、四兩以上、斤不正、三朱(銖)以上、半斗不正、少半升以上、參不正、六分升一以上、升不正、廿分升一以上、黃金衡贏(累)不正半朱(銖)〔以〕上、贖各一盾。」(睡虎地秦簡「效」)

153 取〔一〕人草□□ 蒸〔二〕、茅、芻〔三〕、藁□勿論〔四〕 □ (173)

【譯】

他人の草……麻がら、茅、家畜に与える草、藁を取っても、罪を問ひてはいけない・・・

【注】

〔一〕「謀偕盜而各有取也、并直(值)其臧(贓)以論之。」(張家山漢簡二年律令盜律)

〔二〕蒸：麻幹。『説文解字』に「析麻中榦也。从艸、丞聲。」とある。

〔三〕芻：うまくさ。『説文解字』に「刈艸也。」とある。

〔四〕勿論：追究するな。『漢書』景帝紀に「吏及諸有秩受其官属所監、所治、所行、所将、其與飲食計償費、勿論。」とあり、顔師古に「計其所費、而償其直、勿論罪也。」とした。「誤、其

事可行者、勿論。」(張家山漢簡二年律令「賊律」)

受財枉法：

137 分以上〔一〕、直(值)〔二〕其所失〔三〕臧(贓)〔四〕及所受臧(贓)、皆與盜同□ (204)

【譯】

…(何分の一)分以上なれば、その盗んで蔵匿していたもの、及び賄賂を受けたものに値段を見積もって、みな盜罪と同じく罰する…

【注】

〔一〕分：何分の一。「度禾、芻藁而不備十分一以下、令復其故数、過十分以上、先索以廩人、而以律論其不備。」(睡虎地秦簡「效律」)

〔二〕直：値の初文。等価の意となる。「不直一錢」(史記「魏其武安侯列傳」)。「大褐一、用泉十八斤、直六十錢、中褐一、用泉十四斤、直卅六錢。」(睡虎地秦簡「金布律」)

〔三〕失：佚・逸と通じ、隠佚や逃れる、かくすの意。

〔四〕臧：贓と通じる。『玉篇』に「臧するなり」とあり、「把其段(假)以亡、得及自出、当為盜不当。自出、以亡論。其得、坐臧(贓)為盜、盜罪輕於亡、以亡論。」(睡虎地秦簡「法律答問」)

148 其所受臧(贓)、亦與盜同灋(法)〔一〕。遺者罪減焉□ (197)

149 □一等〔二〕、其□□〔三〕 (殘7.3)

【譯】

収賄としてのもの、また盜罪と同じくのつとる。ものを帰せば一等の罪を減ずる・・・

【注】

〔一〕灋(法)：のつとる。「府中公金錢私貢用之、與盜同法。」(睡虎地秦簡「法律答問」)。

〔二〕遺：貴と通じて、帰す。「遺、貴同声、假借字。」(孫詒讓『逸周書勅補』)「貴、歸也。物所歸仰也」(釋名「釋言」)。

〔三〕『龍崗秦簡』中華書局2001年版に148と149の兩簡を綴合した。

195 𠄎及棄臧(贓)焉𠄎 (残8.1)

【譯】

・・・及び不法入手したものを捨てたりすれば・・・

【注】意味としては 137、148、149 簡とつながる可能性がある。内容をあわせると、横領、収賄して、逃げたことやものを還したりし、捨てたりするなどの場合についての律文であろう。

群盜：

69 𠄎首盜(59)

【譯】

・・・首として盜となす。群盜の中心人物である。

【注】

『漢書』主父偃傳に「偃本主惡、非誅偃無以謝天下。」とある。

受所監：

44 盜同灋(法)、有(又)駕(加)其罪〔一〕、如守縣𠄎金錢𠄎(266)

【譯】

盜罪と同じくのっとして罰し、また罪(一等)を加える。これは県官署に金銭を守る役だが、(自らその金銭を盗む)・・・

【注】

駕(加)其罪：罪を増やす。「害盜別徼而盜、駕(加)罪之。」(睡虎地秦簡「法律答問」)

133 程〔一〕田以為臧(贓)、與同灋(法)〔二〕。田一町、盡𠄎盈𠄎希𠄎(190)

【譯】

田畑をはかるため、収賄すれば、ともに同じくのっとなる。田の一町は・・・

【注】

〔一〕程：はかる。「量也。」(広雅「釋詁」)「程、謂量計之也。」(漢書「東方朔傳」師古注)「程禾、黍𠄎𠄎𠄎𠄎以書言年、別其数、以

稟人。」(睡虎地秦簡「倉律」)

〔二〕與同灋(法)：ともに同じくのっとなる。「律曰與盜同法、有(又)曰與同罪、此二物其同居、典、伍当坐之。云與同罪、云反其罪者、弗当坐。」(睡虎地秦簡「法律答問」)

盜馬牛：

100 牧縣官〔一〕馬、牛、羊盜𠄎之、弗𠄎𠄎𠄎(270)

【譯】

県官署の馬、牛、羊を放牧し、それを盗まれて(報告)せず・・・

【注】

〔一〕縣官：朝廷、官署。「令内史郡不得食馬粟、没入縣官。」(史記「孝景本紀」)

「將牧公馬牛、馬〔牛〕死者、亟謁死所県、県亟診而入之」(睡虎地秦簡「秦律十八種」廐苑律)

115 𠄎盜馬牛歸𠄎(之) 𠄎(134.2)

【譯】

・・・馬牛を盗んだがそれを返還すれば・・・(軽く罰する?)

37 盜死獸直(値)賈(價)以開(關)𠄎・・・𠄎(260)

【譯】

死獸を盗んだら、その死獸にあたる値段で・・・

【注】

「以開(關)、意味不明。一説には・・・を以て市場へ・・・

114 ・盜〔一〕牧者與同罪〔二〕。𠄎(211)

【譯】

盜に(公の牧場で)放牧すれば、(公馬牛などを盗むこと)と同罪である。・・・

【注】

〔一〕盜：ひそかに。顔師古に「盜、猶私也。」とする(『漢書』陳平傳注)。『史記』佞幸列

傳に「盗出徼外鑄錢」とある。

〔二〕 與同罪：同じ処罰を受ける。「(知)人為群盜而通飲食餽饋之、與同罪」(張家山漢簡「盜律」)

102 没入私馬牛【羊】【駒】犢羔縣道官。𠄎(213. 1)

【譯】

私的な馬牛【羊】【駒】犢羔を没収し、県、道の官署に納入する。

盜禁中

27 諸禁苑〔一〕為奕(塽)、去苑卅里、禁毋敢取奕(塽)〔二〕中獸、取者其罪與盜禁中【同】
𠄎(274)

【譯】

およそ禁苑には奕(塽)を置き、苑から四十里の範囲で、奕(塽)中では敢えて獸の捕獲を行ってはいけない。捕獲を行えばその罪は「盜禁中」と(同じく罰する)・・・

【注】

〔一〕 禁苑：従来の解釈は、伝統的な解釈の「宮中の苑」(白川静『字通』)や「宮中の園」(『大漢和辞典』)という意味とは異なり、離宮の意味である(鶴間和幸「秦始皇帝長城伝説とその舞台—秦碣石宮と孟姜女伝説をつなぐもの—」、「東洋文化研究」第一号 1999。)。これは未曾有の新史料である。

〔二〕 奕：塽。中華書局版の注釈に詳しく論述したことがある。氏は「奕は『塽』と通じ、または「塽」と書く。塽は本来、城辺或いは河辺の空地を指し、後に特に宮殿・宗廟・禁苑等の皇家禁地の塽外に設けた一帯の空地を指す。これは一つの『分離帯』(「隔離地帯」として、塽地の周辺には或いは垣が建てられる。」と述べている。詳しくは拙作「秦代「禁苑奕(塽)」の空間構造とその由来—龍崗秦簡をめぐっての検討—」『山口大学文学会志』第61巻 2011年を参照。

49 盜禁苑□□𠄎(247. 1)

【譯】

禁苑に盜難する・・・。

90 得殂及為作務羣它□／(154)

【譯】

(禁苑で)禽獸の食余りを拾いたりし、または作業中に動物らに・・・

【注】

〔一〕 殂：禽獸の食余り。『説文解字』に「殂、禽獸所食餘也。」とある。

盜田：

124 人冢、與盜田同灋(法)。𠄎(227)

【譯】

他人の墓地を(破壊)すれば、盜田と同じくのっとして罰する。

【注】

「錢財、盜殺傷人、盜發冢(塚)、略賣人若已略未賣、橋(矯)相以為吏、自以為吏以盜、皆磔」(張家山漢簡「盜律」)

121 盜徒封〔一〕、侵食冢廬〔二〕、贖耐。□
□宗廟奕(塽)〔三〕 𠄎(242)

【譯】

ひそかに封界を移したり、墓地や畑地にある小屋を侵食したら、贖耐として刑罰し、宗廟の奕(塽)を侵食する場合は・・・。

【注】

〔一〕 封：さかい。

〔二〕 廬：「中田有廬」(詩「小雅」信南山)鄭玄に「中田、田中也。農人作廬焉、以便其田事。」とした。

〔三〕 奕：塽。27簡の注を参照。

「盜徒封、贖耐。」可(何)如爲「封」? 「封」即田千(阡)佰(陌)。頃半(畔)「封」毆(也)、且非是? 而盜徒之、贖耐、可(何)重也? 是、不重。」(睡虎地秦簡「法律答問」)

151 田及為詐(詐)〔一〕偽寫田籍〔二〕皆坐

臧(贓)〔三〕、與盜□□〔四〕(182)

【譯】

・・・及び嘘つけ、田籍を偽造したりすれば、皆収賄の罪で、盗と(同じくのっとして罰する)・・・

【注】

〔一〕詐:詐と同じ字。秦漢時代の出土文字、皆このような字形。

〔二〕田籍:土地台帳。「賈人有市籍者、及其家屬、皆無得籍名田、以便農。」(史記「平準書」)

〔三〕坐臧:坐贓ともいう。収賄の罪を犯す。「若買故賤、賣故貴、皆坐臧為盜、没入臧官。」(漢書「景帝紀」)「其前謀、当并臧(贓)以論、不謀、各坐臧(贓)。」(睡虎地秦簡「法律答問」)

〔四〕「與盜□□」は148簡の「其所受臧(贓)、亦與盜同灋(法)」と比べて、「與盜同灋(法)」と復元できる。

24 □偽假入縣□(51)

【譯】

・・・偽って借りると縣に(財産など)納入され・・・

126 盜田二町〔一〕。當遺〔二〕三程者、□□□□□□(241)

【譯】

二町の田を二町の田をひそかにとられれば、三分程の(租税)を漏れることに当たり・・・

【注】

〔一〕町:田の区画単位。『左傳』襄公二十五年に「町原防」とあり、賈逵に「原防之地、九夫爲町、三町而當一井也。」(孔穎達の疏より)とした。『汜勝之書』に「町皆廣一丈五寸、長四丈八尺。」(『齊民要術』種穀より)とある。

〔二〕遺:漏れる。「兼覆無遺。」(荀子「王制」)

175 以為盜田。反農□□□□(156)

【譯】

それは盗田となる。・・・

不明:

218 □□如盜之□(111)

【譯】

・・・之を盜の如く・・・

二 「賊律」

燔火:

71 毆(也)、縱火〔一〕而□□(177.1)

【注】

〔一〕縱火:放火する。『史記』五帝本紀に「縱火焚廩」とある。

賊伐樹木:

38 諸取禁苑中柞(柞)、槭、樺、檜産葉及皮□□(208.1)

【譯】

およそ禁苑中で柞、槭、樺、檜の葉と皮を取らば・・・

【注】

「之棄毀器物稼穡也」(『唐律』)。

殺傷人畜産:

28 諸禁苑有奕(堧)者、□去奕(堧)廿里毋敢=每=〔一〕殺□・・・□(207)

【譯】

およそ禁苑に奕(堧)がある者は、□奕(堧)から廿里では敢えて□をおかし殺してはいけない。敢えておかし殺すれば・・・

【注】

〔一〕每:貪や冒の意であり、おかし殺す。賈誼「鵬鳥賦」に「誇者死權、品庶每生」とある。『史記』伯夷列傳「索隱」に「每者、冒也、即

貪冒之義。」とある。中華書局版では「謀」と解釈する（中華書局版 p 83）。科学版では「此假作【罟】。《説文》：『罟，網也』」とする。

29 射罟（罟）中□□□之□有□□毆（也）□□□其□□(245)

【譯】

罟（罟）の中に射し・・・

33 ・鹿一、彘一、麋一、麋一、狐二。當(?)完為城旦舂、不□□□(279)

【譯】

鹿一頭、彘一頭、麋一頭、麋一頭、狐二匹（を密猟した者は）完して城旦舂とする（刑罰）となることにあたる・・・

【注】

〔一〕「彘、猪、・・・関東西或謂之彘。」（『方言』）

123 盜賊以田時〔一〕殺□□(200)

【譯】

盜賊は田獵の時期に・・・を殺すれば・・・

【注】

〔一〕田時：律令で規定された田獵の時期である。

「春獵爲蒐、夏獵爲苗、秋獵爲獮、冬獵爲狩。」（『爾雅』釋天）

詐偽：

4 詐〔一〕（詐）偽、假人符傳〔二〕及讓人符傳者、皆與闕入門同罪〔三〕。□□□□(255)

【譯】

詐（詐）偽して人に符傳を假りる及び人に符傳を譲るは、皆門に闕入すると罪を同じくす・・・

【注】

〔一〕詐：詐と同じ字。「盜律」盜田律簡 151 の注〔一〕を参照。

〔二〕符傳：符は、わりふ、符節。『説文解字』

に、「符，信也。漢制以竹，長六寸，分而相合。」とある。『周禮』に「門關用符節」があり、「注」には、『如今宮中諸官詔符也。』とある。傳は、つたえる、てがた。崔豹の『古今注』に「程雅問曰：凡傳者何也？答曰：凡傳者皆以木爲之，長五寸，書符信於上，又以一板封之，皆封以御史印章，所以爲信也。如今之過所也。」とある。

〔三〕「與闕入門同罪」は148簡の「與盜同灋(法)」のような法律用語であるので、おそらく「闕入門」とは律名である。詳しくは拙作「龍崗秦簡にみる禁地『闕入』罪と関連律令」（『東洋史苑』第76号2010年）参照。

三 「囚律」

204 □罪者獄未決(決)〔一〕□(21)

【譯】

・・・罪を犯した者は、判決は未だ（出さず）・・・

【注】

〔一〕決：決に通じ、きめる。『易』夬に「夬、決也、剛決柔也。」とある。「及獄決罪定。」（『韓非子』外儲説左下）「夬（決）獄不正」（睡虎地秦簡「爲吏之道」）

146 除其罪、有(又)賞〔一〕之、如它人〔二〕告□(214.1)

【譯】

その罪を免じ、また之に賞金を渡り、他人が告発するのよう・・・

【注】

〔一〕除其罪：その罪を免ずる。「聞律先自告除其罪」（『史記』淮南衡山列傳）「入物者補官，出貨者除罪」（『史記』平準書）「賞施於告姦。」（『商君書』開塞）

〔二〕「復以給假它人」（龍崗秦簡13簡）。「甲等及里人弟兄及它人智（知）丙者，皆難與丙飲食。」（睡虎地秦簡「封診式」）。

45 吏弗劾論〔一〕、皆與同罪〔二〕□□□□□

□□□□□(259)

【譯】

吏が（罪を）劾論しなければ、皆ともに同罪する。・・・

【注】

〔一〕 劾論：告発して罪をと。 「劾治」「劾案」と類似する。「蒼梧守已劾論、□媯、魁各□」（張家山漢簡「奏瀨書」）

〔二〕 與同罪：同じ処罰を受ける。「盜律」盜牛馬 114 簡の注〔二〕を参照。

四 「捕律」

追捕：

18 城旦舂〔一〕其追=盜=賊=亡=人=、(追盜賊、亡人) 出入禁苑(？)〔二〕者得_レ□(261)

【譯】

城旦舂の盜賊、亡人を追跡する者は、盜賊、亡人を追うため、禁苑の堽に進出すれば（～をし）得る・・・

【注】

〔一〕 城旦舂：城旦と舂勞、もと勞役名であり、『漢旧儀』に「城旦者、治城也。女為舂、舂、治米也。」とある。睡虎地秦簡「司空律」に「公士以下居贖刑罪、死罪者、居於城旦舂、毋赤其衣、勿枸櫨櫛杖。」とある。

〔二〕 禁苑堽：禁苑の堽地。「堽」については、『廣雅』釋詁一に「弱也。」とある。ここで使っている「堽」を仮借字だと考えれば、「堽」は「堽」という字であり、すなわち一種の土地だと思われる。

17 亡人〔一〕挾〔二〕弓弩矢居禁中者、棄市〔三〕。□(269.1)

【譯】

亡命者が弓、弩、矢を持って禁中に居れば、棄市の罪である。

【注】

〔一〕 亡人：亡命者である。『説文解字』に「逃ぐるなり。」とあり、『史記』龜策列傳に「謁を請い、亡人を追ふも得ず。」とある。「捕亡、亡人操錢、捕得取錢。所捕耐罪以上得取。」（睡虎地秦簡「法律答問」）

〔二〕 挾：もつ、携える。『説文』に「俾持也。」とある。『漢書』王莽傳に「民不得挾弩。」とある。「有挾毒矢若謹(莖)毒、糶、及和為謹(莖)毒者、皆棄市。」（張家山漢簡「二年律令」賊律）

〔三〕 棄市：斬首してその屍を市にさらすこと。『史記』秦始皇本紀に「有敢偶語詩書者棄市。」とある。「同母異父相與奸、可(何)論。棄市。」（睡虎地秦簡「法律答問」）

19 □=追捕〔一〕之、追事已〔二〕、其在(？)禁(？)□□當出(？)者(？)將(？)出(？)之(？)□(276)

【譯】

・・・それを追捕し、追捕が終わって禁苑から出なければならぬ者は、出らせ・・・

【注】

〔一〕「求盜追捕罪人、罪人格(格)殺求盜」（睡虎地秦簡「法律答問」）

〔二〕「(段)假器者、其事已及免、官輒収其(段)假、弗亟収者有罪。」（睡虎地秦簡「工律」）

74 □捕詞(詞)〔一〕□(216.2)

【譯】

・・・告発された場所で捕える・・・

【注】

〔一〕 詞：犯人の所在を知って告発する。中華書局版によれば、詞の誤り字であり、『説文解字』に「詞、知処告言之。」とした。

76 □捕者貲二甲□(殘3.2)

【譯】

・・・逮捕でき(なければ)、二甲の罰をする・・・

【注】

「御中發徵、乏弗行、貲二甲。」(睡虎地秦簡「徭律」)

47 有逋〔一〕亡□□宿・・・・□ (244)

【譯】

亡命者を逮捕するものであれば、・・・宿れる・・・

【注】

〔一〕逮：逮捕する。「可(何)謂逋事及乏繇(徭)。律所謂者、当繇(徭)、吏、典已令之、即亡弗會、為逋事」(睡虎地秦簡「法律答問」)

首匿群盜：

72 □匿盜□(89)

【譯】

・・・盜を隠す・・・

【注】

〔一〕「群盜、盜賊發、告吏、吏匿弗言其縣廷、言之而留盈一日、以其故不得、皆以鞫獄故縱論之。」(張家山漢簡「捕律」)

73 □賊迹〔一〕、貲二甲。其罪匿之□□〔二〕(128)

【譯】

・・・賊人の蹤迹を(見つけず)、貲二甲である。その罪を隠せば・・・

【注】

〔一〕「武、出備盜賊。而不反(返)。其從(蹤)迹類、或殺之。」(張家山漢簡「奏瀨書」)

〔二〕『龍崗秦簡』中華書局版に72簡と73簡と綴合できると判断した。

捕豺豸：

32 諸取禁中豺狼者、毋(無)罪。(258)

【譯】

およそ禁苑で豺、狼を捕獲しても罪しない。

30 時〔一〕來鳥、黔首〔二〕其欲弋射奕〔三〕獸者勿禁。□(256)

【譯】

季節により鳥が渡ってきて、百姓が墾地の獸を弋射することを禁じてはならない。

【注】

〔一〕時：時令である。「南郡用節不給時令□」(『龍崗秦簡』148簡)

〔二〕黔首：人民。『史記』秦始皇本紀に「秦始皇二十六年、「更名民曰『黔首』」とある。出土文字としてはこれが初めのことである。それよれば龍崗秦簡の成立年代は統一秦王朝であるとはっきり判断できた。

〔三〕「盜律」盜禁中の27簡の注を参照。

34 然。𠂆取其豺狼獬𧑦(豺)狐狸𧑦□雉免者、毋(無)罪。□(254)

【譯】

然。∟禁苑で、豺、狼、獬、豺、狐、狸、𧑦、□、雉、免を捕獲しても罪しない。・・・

【注】

𧑦：豕の属。豺：むじなのこと。狸：野猫、たぬきのこと。𧑦：犬の名。『説文』犬部、「犬屬。

35 沙丘苑中風荼者、□□(195)

【譯】

沙丘禁苑のなかに風荼は・・・

【注】

中華書局版に「風荼、疑為「虎」之別名。」としている。

36 風荼𠂆(突)〔一〕出、或捕詣吏、□(151)

【譯】

風荼は禁苑から突出して、誰が捕えればそれを官吏に送る・・・

【注】

〔一〕𠂆(突)：『字彙補』に「𠂆、古突字。」がある。

85 中獸、以皮、革、筋給用。而毋敢射=【殺】

= . . . 𠄎(165)

【譯】

. . . で命中した野獣は、皮、革、筋は供給したり使用したりするので、射殺してはいけない . . . 、あえて射殺すれば . . .

【注】

〔一〕皮：毛を抜いた後の獣の皮。『説文解字』に「獸皮治去其毛曰革。」とある。「其大廢、中廢、官廢馬牛也、以其筋、革、角及其價錢效、其人詣其官。其乘服公馬牛亡馬者而死梟、梟診而雜賣其肉、即入其筋、革、角、及索入其價錢。」(睡虎地秦簡「廩苑律」)

86 入其皮𠄎縣道官。(248)

【譯】

その皮を縣、道の官署に送る。

89 𠄎𠄎獸得𠄎(280)

97 𠄎𠄎殺獸𠄎(188. 2)

五「雜律」

報告制度：

8 制〔一〕、所致縣、道官、必復請之、不從律〔二〕者、令、丞𠄎〔三〕(222)

【譯】

制に、縣や道の官署に致すところ、必ず復び之を申請して、律に従わなければ、令、丞 . . .

【注】

〔一〕制：命令。「命為制、令為詔。」(『史記』秦始皇本紀)。一説には、「制」字応従上讀、此処意義不明とある(『龍崗秦簡』中華書局版 2001 年 p 74)。

〔二〕請：求める。「有事請毆(也)、必以書、毋口請、毋羈請。」(睡虎地秦簡「秦律十八種」内史雜)

〔三〕「不從律者、以鞫獄故不直論。」(睡虎地

秦簡「具律」)

201 言吏〔一〕入者、坐臧(臧)〔二〕與盜同【瀆(法)】。𠄎(162)

【譯】

官吏に報告(せず)納入すれば、納入品の値によって窃盜と同法によって罰する。 . . .

【注】

〔一〕言吏：吏に報告する。「言」字は 201 簡の始めの字なので「言」の前に「弗」があり、「弗言吏」だった可能性がある。「弗言吏」の用例はあり、「或自殺、其室人弗言吏、即葬狸(羆)之、問死者有妻、子當收、弗言而葬、當貲一甲。」(睡虎地秦簡「法律答問」)。

〔二〕坐臧：賄賂などの罪に坐する。「不謀、各坐臧(臧)。」(睡虎地秦簡「法律答問」)。

68 吏具〔一〕、必亟入〔二〕。事已〔三〕、出𠄎(144)

【譯】

官吏は手続きが終わると、必ず速やかに入れて、仕事が終わって出るも . . .

【注】

〔一〕具：そなえる。『説文解字』に「具、共(供)置也。」とある。

〔二〕亟入：速やかに入れる。「書有亡者、亟告官。」(睡虎地秦簡「行書律」)

〔三〕事已：「逋律」追逋 19 簡の注〔二〕を参照。

越城：

2 竇(瀆)〔一〕出入及毋(無)符〔二〕、傳〔三〕而闌入門〔四〕者、斬其男子左趾、𠄎女【子】𠄎〔五〕(272)

【譯】

城壁の水道によって出入し、または符傳を持たず門に闌入する者は、其の男子は左足を斬り、𠄎女【子】は . . .

【注】

〔一〕竇：瀆、穴や溝。ここでは城壁の水道。『禮記』禮運の鄭玄註に「竇、孔穴也。」とある。『周礼』考工記「竇其崇三尺」とある。鄭玄の注に「宮中水道。」とある。『左傳』襄公二十六年に「有大雨、自其竇入。」がある。杜預注に「雨、故水竇開。」と。『唐律疏義』衛禁律に「從溝瀆出入著、與越罪同」とある。前漢代長安城の直城門遺跡での発掘で城内外に通る2つの「暗渠」という排水道が見つけた。北門道の下を通る水道は石板で造り、西口は幅1m、高さ1・2m。南門道の下を通る水道は磚と石板ででき、幅2・4m、高さ1・65mとなる（中国社会科学院考古研究所漢長安城工作隊「西安漢長安城直城門遺址2008年発掘簡報」『考古』2009年第5期）。北魏宮城閭闔門遺跡の発掘で魏～晋時代の排水「暗渠」も発見、幅1.3m、高さ1.6とある（朱世偉・安亜偉『漢魏洛陽故城閭闔門区域文物鑽探報告』三秦出版社p137）。

〔二〕符：「賊律」詐偽律簡2の注〔二〕を参照。

〔三〕傳：「賊律」詐偽律簡2の注〔二〕を参照。

〔四〕闕入：乱入。「不當入」ともいう。『漢書』成帝紀には、「闕入尚方掖門」とあり、顔師古の「注」に引用してある應劭の言葉には、「無符籍妄入宮曰闕。」がある。「闕入門」、律令名だろう。

〔五〕斬趾：刖刑の一つ、足斬り刑。『韓非子』和氏篇に、「刖其左足」「刖其右足」とある。「五人盜，臧（贓）一錢以上，斬左止。」（睡虎地秦簡「法律答問」）。

1 諸段（假）〔一〕兩雲夢〔二〕池〔三〕魚〔四〕及有到雲夢禁中〔五〕者、得取灌〔六〕□□□（278）

【譯】

およそ兩雲夢官の池を借りて漁業を行い、及び雲夢の禁中に到る者であれば、・・・灌木を取ることができる。・・・

【注】

〔一〕段：假の通假字であり、物を人に貸す意。「百姓段（假）公器」（睡虎地秦簡「秦律十八種」

「金布律」）。

〔二〕兩雲夢：二つの雲夢官署、または雲夢禁苑。『漢書』地理志には漢代に2つの「有雲夢官」と載せる。

〔三〕池：城壁の周囲に地を掘って水湛えた處。濠のこと。『詩』陳風の「東門之池」の「池」は『毛詩』に「池、城池也。」とある。清代の馬端辰の『毛詩傳箋通釋』に「古者、城有れば必ず池有る。孟子「斯の池を鑿つ也、斯の城く也。」是れ也。池、皆城外に設け、以て城を護る所。」（「古者有城必有池。孟子「鑿斯池也、築斯城也」是也。池皆設於城外、所以護城。」）とある。

〔四〕魚：漁の通假字。『睡虎地秦墓竹簡』「日書」乙種（59）に「可魚（漁）邇（獵）不可攻、可取不可鼠（予）。」がある。『後漢書』「和帝本紀」に載せる永元十二年二月の詔令に「詔貸被災諸郡民種糧。賜下貧、鰥、寡、孤、獨、不能自存者、及郡國流民、聽入陂池漁采、以助蔬食。」がある。中華書局版『龍崗秦簡』の著者は「池魚」は「池禦」即ち「禁苑」とすると解釈するのは、一説である。詳しくは拙作「龍崗秦簡簡一の解釈及びその性格について」（『早稲田大学長江流域文化研究所年報』第二号2003年）を参照。

〔五〕禁中：ここでは禁苑。蔡邕の『獨斷』に「禁中者、門戸有禁、非侍御者不得入、故曰禁中。」とある。禁苑もその「門戸有禁」の所である。詳しくは拙作「禁中」不獨為「宮中」考」（『周秦漢唐文化研究』第4輯、三秦出版社2006年）を参照。

〔六〕灌：灌木。中華書局版『龍崗秦簡』に「意義不明」としたが、『毛詩注』に「灌、叢生なり」とあり、『法經』に「灌木」とあるように、ここでは灌木と解釈する。

31 諸弋射甬道〔一〕、禁苑外卅(?)里(?)毘(繫)〔二〕、去甬道、禁苑□(262)

【譯】

およそ甬道を弋射したものは、禁苑外30里

内で行えば拘束し、甬道を離れて、禁苑・・・

【注】

〔一〕甬道：『史記』秦始皇本紀に二十七年「築甬道」とあり、応劭の注に「謂于馳道外築墻、天子中行、外人不見。」と云う（「正義」）。詳しくは拙作「出土文字による馳道の考察—龍崗秦簡の「奴（鶩）道」「甬道」「馳道」をめぐる一」（『日本秦漢史学会会報』第10号2010年）を参照。

〔二〕繫：刑具をつけること。「繫」城旦舂（睡虎地秦簡「秦律十八種」司空）

13 盗入〔一〕禁苑□□(174.2)

【譯】

ひそかに禁苑に乱入し・・・

【注】

〔一〕盗入：ひそかに・・・に入る。「盗律」盗馬牛の註〔一〕を参照。一説には「盗難のため禁苑に入る。」である（中国文物研究所・湖北省文物考古研究所『龍崗秦簡』中華書局2001年版p76）。

20 □□不出者、以盗入禁(15)

【譯】

・・・禁苑から出らなければ、盗入禁を以て

21 苑律論之。伍人弗言〔一〕者、與同灋(法)〔二〕。□(172)

【譯】

（禁）苑律（以て）、之を論罪する。伍人は報告しなければ、ともに同じくのつとる・・・

【注】

〔一〕弗言：報告する。「雑律」報告制度201簡の注〔一〕を参照。

〔二〕與同灋(法)：ともに同じくのつとる。「盗律」受所監113簡注〔二〕を参照。

六「具律」

刑罰の種類：

145 罪、購〔一〕金一兩、相與□(216.1)

【譯】

・・・罪は、賞が黄金の一兩であり、・・・

【注】

〔一〕購：賞をあげて求める。『説文解字』に「購、以財有所求也。」とある。「甲告乙賊傷人、問乙賊殺人、非傷毆（也）、甲当購、購幾可（何）。当購二兩。」（睡虎地秦簡「法律答問」）

70 □【黥】為城旦舂〔一〕、其□(136.1)

【譯】

・・・墨刑して城旦舂となり、其・・・

【注】

〔一〕「擅殺子、黥為城旦舂。」（睡虎地秦簡「法律答問」）

93 □□【黥】為城旦舂□(133.1)

【譯】

・・・墨刑して城旦舂となり・・・

【注】

簡93を簡40の前に繋がる可能性ある。

42・故罪當完〔一〕城旦舂以上〔二〕者、駕(加)〔三〕其□男子□□□□(271)

【譯】

もとの罪は完城旦舂以上の刑に当たる場合、それ（一等）を加え、男子は・・・

【注】

〔一〕完：「不加肉刑。」（『漢書』惠帝紀の顔《注》引孟康）「以其罪論之。完城旦舂罪、黥之。鬼薪白粲罪、黥以為城旦舂。其自出者、死罪、黥為城旦舂、它罪、完為城旦舂。」（張家山漢簡「具律」）

〔二〕「其子有罪當城旦舂、鬼薪白粲以上」（張家山漢簡「賊律」）

〔三〕駕：「加」に通じて、加える。「可（何）謂駕（加）罪？」（睡虎地秦簡「法律答問」）

43 耐者假將司〔一〕之、令終身毋得見□□□□□□□□(267)

【譯】

耐刑に服する者は仮にこれを監視、指導し、一生涯・・・見ることが許されない・・・

【注】

〔一〕將司：統領する。「及城旦傳堅、城旦舂当將司者、廿人、城旦司寇一人將。」（秦律十八種「司空」）

裁判制度：

202 □未决(決)而言〔一〕者、貲二【甲】。□(26)

【譯】

・・・判決していないのに報告すれば、貲として二【甲】をし・・・

【注】

〔一〕言：官吏に報告する。「雜律」201 簡の注を参照。

234 □□主〔一〕弗得〔二〕、皆贖耐〔三〕。・・・□(187.2)

【譯】

主管者が察知しらなければ、贖と耐として刑する。・・・

【注】

〔一〕主：主管者。『漢書』王陵傳に「各有主者。」とある。『晉書』刑法志に「漢承秦制，蕭何定律，除參夷連坐之罪，増部主見知之條。」とある。

〔二〕弗得：察知しらず。睡虎地秦簡「秦律雜抄」に「令、士史弗得、貲一甲。」があり、整理小組に「没有察覺。」と解釋した。

〔三〕贖耐：贖刑と耐刑。「城旦舂有罪耐以上、黥之。其有贖罪以下、及老小不當刑、刑盡者、皆答百。」（張家山漢律「具律」91）

七 「徭律」「傳令」「關令」（興律の前身）

徭律：

39 ・禁苑畜夫、吏數循行、垣有壞決獸道出、及見獸出在外、亟告縣。(253)

【譯】

禁苑畜夫と苑吏は日ごと数回に循行し、城壁に破壊や穴などがあり、苑獸がそこから引き出し、また苑獸が外側に見つければ、速やかに県の官署に報告する。

【注】

「・縣葆禁苑・公馬牛苑、興徒以斬（塹）垣離（籬）散及補繕之、輒以效苑吏、苑吏循之。未卒歲或壞決（決）、令縣復興徒爲之、而勿計爲繇（徭）。卒歲而或決（決）壞、過三堵以上、縣葆者補繕之。三堵以下、及雖未盈卒歲而或盜決（決）道出入、令苑輒自補繕之。縣所葆禁苑之傳山、遠山、其土惡不能雨、夏有壞者、勿稍補繕、至秋毋雨時而以繇（徭）爲之。其近田恐獸及馬牛出食稼者、縣畜夫材興有田其旁者、無貴賤、以田少多出人、以垣繕之、不得爲繇（徭）。」（睡虎地秦簡「秦律十八種」徭律）

傳令：

5 關= 合符〔一〕、及以傳書閱入之〔二〕、及記訃佩（佩）入司馬門〔三〕久〔四〕□□(186)

【譯】

関所の門では、官吏は割り符を合わせて照合し、及に傳書を檢閲し（文書から書いてあることと来る人がぴったり合うかを見る）、来た人を関所に通させ、身につける標牌を發布（配布）し、司馬門に進んだ時に、配布された物を身につけて標識とする・・・。

【注】

〔一〕『周禮』に「門關用符節」があり、鄭玄の注に「如今宮中諸官詔符也。」とある。

〔二〕『漢書』文帝紀に「除關無用傳」とある。張晏の注に「傳、信也、若今之過所也。」とある（顔師古の「注」より）。本簡に「合符」することと「及」に「傳書」を「閱」ることに考えれば、符は現在の身分を証明するパスポートであ

り、傳書は通関する理由を書いているビザであるので、両方とも必要である。符と傳と混在し、区別なくなったのは、恐らく漢代から以後のことであろう。

〔三〕「記 訓 佩」、一文字には傷があるので、意味不明。ここで中華書局版の解釈に従って「一種佩戴的標誌物」とする。「司馬門」、王宮の外門。『史記』に「留司馬門三日。」がある。「集解」に「凡言司馬門者、宮垣之内、兵衛所在、四面皆有司馬、主武事。總言之、外門為司馬門也。」とある。

〔四〕「久」、灸の初文。ここではしるしを刻む意。『説文解字』に「久、從後灸之。象人兩脛後有距也」とがるが、段注に「蓋久本義訓從後灸之。」とする。睡虎地秦簡「秦律十八種」工律に「公甲兵各以其官名刻久之。」とがる。整理者に久とは「標識」と解釈した。孫詒讓『周礼正義』に「久爲古文、灸爲今文也」とある。「亡書、【竹侍】〈符〉券、入門衛〈衛〉木久、塞(塞)門、城門之籥(籥)、罰金各二兩(張家山漢簡「賊律」)。

3 傳者入門、必行其所當行之道 〔一〕、□□□

【不】行其所當行□(257)

【譯】

傳(を持つ)人は、門に入ったら必ずその(傳者の決められた)進むべき道を進み、□□(もし)その進むべき道を進まなければ……

【注】

〔一〕『唐律疏義』衛禁律に「宮殿中當正門為「御道」、人臣並不得行。其在宮殿中及宮城中而行御道者、各徒一年。若有橫道、殿前即有橫階、殿?亦有橫道。殿門、宮門外立仗之處、仗外雖無橫道：越過者無罪。」とある。『疏義』に「其宮殿中及宮城中而行御道者、各徒一年」とある。つまり、宮殿中や宮城中、または禁苑中に入っても、「その進むべき道を進まなければ」罪にあたる律文は秦時代からずっとあったと考えられる。

6 禁苑吏、苑人及黔首 〔一〕 有事 〔二〕 禁中

〔三〕、或取其□□□(251)

【譯】

禁苑の官吏、苑人及び民衆が禁中に用事があれば、その□□□を取り……

【注】

〔一〕 黔首：百姓。「捕律」捕豺豸簡 30 の注〔二〕を参照。

〔二〕 有事：公務あり。「有事請毆(也)、必以書、毋口請、毋[糸羈一革](羈)請。」(睡虎地秦簡「內史雜律」)

〔三〕 禁中：「禁中」、ここでは禁苑。蔡邕の『獨斷』に「禁中者、門戶有禁、非侍御者不得入、故曰禁中。」とある。禁苑もその「門戶有禁」の所である。

7 諸有事禁苑中者、□□傳書 〔一〕 縣、道官 〔二〕、□鄉(?) □(206)

【譯】

およそ禁苑中に用事がある人は、県、道官のところで傳書を…、郷(?)で……

【注】

〔一〕 傳書：中華書局版『龍崗秦簡』に「秦律十八種」行書律によって「傳送文書」(傳は伝達する意)の意であるとする。「行傳書、受書、必書其起及到日月夙莫(暮)、以輒相報毆(也)。」(睡虎地秦簡「秦律十八種」行書律)。一説には、「傳」とは「符傳」である説もあるが、5簡に符と傳とははっきり区別していることすれば、秦代には「傳」だけの表現で「符傳」の意味をしたかどうかの問題がある。筆者は、折中案として符を除いて「傳書」とは「傳」に関する公文書の意だろうと考えている。

〔二〕 道：辺境地域に設置した地方行政単位。「內郡為縣、三邊為道。」(『漢舊儀』)「有蠻夷曰道。」(『漢書』百官公卿表)「南郡守騰謂県、道嗇夫、古者、民各有郷俗、其所利及好惡不同、或不便於民、害於邦。」(睡虎地秦簡「語書」)

9 縣、道官、其傳□□(181)

【譯】

県や道官は其の傳・・・

10 取傳書郷部稗官〔一〕^レ。其【田】(?)及
□【作】務□^レ(185)

【譯】

郷官署での属吏のところて傳に関する文書を取
り、その田獵及び工事作業・・・

【注】

〔一〕稗官：小官、秘書官。「小説家者流、蓋出
於稗官。街談巷語、道聽途説者之所造也。」師古
注に「稗官、小官。」とある(『漢書』芸文志)
ゆえに、粗末なことを記録する秘書役の属吏で
あろう。

14 六寸符〔一〕皆傳□□□□□□□□□^レ
(174.1)

【注】

〔一〕六寸符：「數以六為紀、符、法冠皆六寸、
而輿六尺、六尺為步、乘六馬。」(『史記』秦始皇
帝本紀)「^レ金關為出入六寸符^レ」(居延漢簡
11.8, A33, 69)

25 ^レ禁苑田傳〔一〕^レ(192.2)

【注】

〔一〕田傳：意味不明。文字なり考えれば禁苑
で田獵、または農田で仕事する許可書であろう。

闕令：

12 有不當入〔一〕而闕入、及以它詐(詐)偽入
〔二〕□□□□^レ(184)

【譯】

禁中に入れるべきでないのに乱入し、また別
に詐偽によってすれば・・・

【注】

〔一〕「不當入」、又「妄入」ともいう。「雜律」
越城律簡2の注〔四〕を参照。

〔二〕「其它罪比羣盜者亦如此。」(睡虎地秦簡「法

律答問)「它如律。」(睡虎地秦簡「效律」)

22 矧(知)〔一〕請(情)入之、與同罪。〔二〕
^レ(209)

【譯】

事情を知っていたのに、入れるべきでない人
を入れた者は、ともに同く罪とする。

【注】

〔一〕矧：智、知。

〔二〕與同罪：同じ処罰を受ける。「盜律」盜
牛馬 114 簡の注〔二〕を参照。また、「諸詐乘
馱馬、加役流。驛關等知情、與同罪。」(『唐律
疏義』詐偽律)

66 令吏徒讀〔一〕、徼行〔二〕、□^レ(159)

【譯】

官吏と役徒に読ませて、巡査する・・・

【注】

〔一〕讀：朗読。『説文解字』に「讀、誦書也。」
とある。

〔二〕徼：めぐる。『説文解字』に「徼、循也。」
とある。徼行：徼循ともいい、巡査するの意で
ある。「中尉、秦官、掌徼循京師。」(『漢書』百
官公卿表)

67 出入之、勿令^レ(143)

【譯】

それを出入させて、・・・せず・・・

54 敢行馳道中者、皆遷(遷)〔一〕之。其騎
及以乘車、輶車^レ〔二〕(179)

56 ^レ牛=^レ(87)

56^レ車□^レ(90)

57 ^レ輶車(62)

58 行之、有(又)没入其車、馬、牛縣=^レ、道=^レ
^レ(175)

【譯】

みだりに馳道中を行く者は、皆これを流刑に
し、騎乗して及び乗車、輶車、牛、牛車、輶車

で馳道を行けば、また、その車、馬、牛を縣、道の官に没収される。縣・道の官・・・

【注】

〔一〕遷（遷）：流刑に処する。『史記』白起王翦列伝に「於是免武安君為士伍、遷之陰密。」とある。「從軍当以勞論及賜、未扨而死、有罪法耐遷（遷）其後、及法耐遷（遷）者、皆不得受其爵及賜。其已扨、賜未受而死及法耐遷（遷）者、鼠（予）賜。」（睡虎地秦簡「軍爵律」）

〔二〕『龍崗秦簡』中華書局版に以上の5つの簡は綴合することができるとしている。

59 騎作乘輿〔一〕御、騎馬於它馳道〔二〕、若吏徒 𠄎 (189)

【譯】

騎馬が乘輿を作って使用され、他の馳道で騎馬したならば、吏と徒のよう・・・。

【注】

〔一〕乘輿：皇帝や諸侯が乗る車である。「天子車曰乘輿、諸侯車曰乘輿。」（賈誼『新書』等齊）。

〔二〕「有実官高其垣墻。它垣属焉者、独高其置芻廡及倉茅蓋者。」（睡虎地秦簡「内律」）

60 中、及奴（駑）道〔一〕絶馳= 道=、與奴（駑）道同門、橋及限(?) 𠄎 (265)

【譯】

中、及び奴（駑）は馳道をわたり、馳道と奴（駑）の同門と橋及び限・・・

【注】

〔一〕駑道：王貴元氏が「奴即駑的古字、『馬王堆帛書』称：「兩虎相争、奴犬制其余。」奴犬即駑犬、『戦国策』秦策四作「兩虎相鬪、而駑犬受其弊」。『墨子』魯問：「今有固車良馬於此、又有奴馬四隅之輪於此、使子扨焉、子将何乘？」孫詒讓『墨子問詁』引畢沅：「駑、古字只作奴。一本作駑。『説文』無駑字。」龍崗秦簡残1②号簡之「馬奴」即「馬駑」。秦簡以「奴道」與「馳道」相對、「馳」指疾行、『広雅』釈宮：「馳、犇也。」「駑」則以慢為特徴、故有「駑緩」一詞。馳道

在古代特指君王車馬行走的道路、也泛指供車馬馳行的大道、奴道指路況不好的劣質道路。」と解釈している（「秦簡字詞考釋四則」『中国語文』2001年第4期（総第283期））一説には「疑為射放弩箭之工事」（『龍崗秦簡』中華書局2001年版）とある。一説には「疑即「弋射甬道」（『雲夢龍崗秦簡』科學出版社1997年版）とある。

61 徹（徹）奴（駑）道〔二〕、其故〔三〕與徹（徹）(?)□□(奴（駑）)□(道)行之、不從(?)□𠄎(250)

【譯】

（雨などによって）奴（駑）道が壊されて、その故に車がその場所で（普段通行禁止する）奴（駑）道を通れば、・・・（禁令）に従わずと・・・（罰する）。

【注】

〔一〕徹（徹）：壊す。『詩』小雅、十月之交に「徹我墻屋」とあり、鄭玄箋に「徹毀我墻屋」とした。一説には「清除」（『龍崗秦簡』中華書局2001年版p97）とある。

〔二〕奴（駑）道：60簡の注〔一〕を参照。

〔三〕其故：その理由。「甲、乙以其故相刺傷」（睡虎地秦簡「法律答問」）

62 𠄎馬奴（駑）道□𠄎（残1.2）

【譯】

・・・馬、奴（駑）道に・・・

63 𠄎有行馳𠄎(134.1)

64 𠄎道中而弗得、賞官畜𠄎(133.2)

65 𠄎□【夫】二甲、或入(14.1)

【譯】

馳道に（侵入者）が走ったこと気付けなかったのは、官の畜夫に賞刑する。

【注】

以上の三簡を綴合できる説がある（『龍崗秦簡』中華書局2001年版p97）。

87 𠄎𠄎絶行【馳】𠄎(139.1)

【譯】

馳道を横断し・・・

八「厩律」

公馬牛羊：

112 亡〔一〕馬=牛=駒=犢=【羔=】皮及𠄎皆入禁𠄎𠄎官(?) 𠄎𠄎(210)

【譯】

馬、牛、駒、犢、【羔】を亡くさば、馬、牛、駒、犢、【羔】の皮及び・・・を、禁苑官に納入する・・・。

【注】

〔一〕亡：死亡する。「其乗服公馬牛亡馬者而死縣、縣診而雜買(賣)其肉、即入其筋、革、角、及・(索)入其賈(價)錢。」(睡虎地秦簡「秦律十八種」厩苑律) 一説には「亡」は見失う意である(『龍崗秦簡』中華書局2001年版p108)。

113 𠄎病駒禁有𠄎(殘7.1)

【譯】

・・・病駒の禁(制)有り・・・

98 廿五年〔一〕四月乙亥以來𠄎𠄎馬牛羊𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎(237)

【譯】

(秦王政)二十五年四月乙亥以來、馬牛羊に(関する律令)・・・

【注】

〔一〕廿五年：秦王政二十五年(前222)

99 馬牛羊食人𠄎之𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎(243)

【譯】

馬、牛、羊が人の・・・を食べたら・・・

【注】

「其近田恐獸及馬牛出食稼者」(睡虎地秦簡「徭律」)

101 馬牛殺之及亡之、當償〔一〕而誅〔二〕𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎(268)

【譯】

馬や牛を殺したり逃がしたりすれば、賠償させて叱責する・・・

【注】

〔一〕償：賠償、賠償する。「令以其未敗直(値)賞(償)之。」(睡虎地秦簡「厩苑律」)

〔二〕誅：叱責する罰。「殿者、誅田嗇夫、罰冗皂者二月。」(睡虎地秦簡「厩苑律」)

九、「金布律」(戸律の前身)

196 黔首𠄎不幸死〔一〕、未葬𠄎(152.1)

11于禁苑中者發、與參辦券〔二〕𠄎(130)

197者棺葬具、吏及徒去辦𠄎(187.1)

122盜繫(樁)櫛〔三〕、罪如盜𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎(277)

【譯】

黔首が(禁苑で勤務するとき)不幸に遭って死に至ったならば、未葬、(樁櫛を与え、)禁苑の中で勤務する者(吏と徒)は(故郷へ帰葬のため樁櫛を)發送する。(死者の氏名・身分・出身地を書く)參辦券を与え、(中辦券は上司に提出、右辦券は作った官吏が保存し、衣・器なども書く左辦券は棺柩に置く。津関吏は死)者の棺柩を(開かず)。吏と徒は辦券を見捨てたり、棺柩を盗んだりしたら、その罪は窃盜の如く(罰する)。

【注】

筆者はこれらの4枚の簡は綴り合わせて、それは禁苑黔首の「不幸死」に関わる棺葬具を搬送する辦券に関する律(令)であるという説を提出した。詳しくは拙文「龍崗秦簡に見る「參辦(辦)券」について」(河合文化研究所『研究論集』第7集2009年)を参照。

〔一〕不幸死：「漢王下令：軍士不幸死者、吏為衣衾棺斂、轉送其家。」(『漢書』高帝紀)「不幸

死、謹與 \square 棺 \square 櫛 \square 」(居延漢簡)

〔二〕參辦券：「參辦券」とも書くが、原簡には「辦」ではなく、「辦」であるものは写真版で確認できた。財物管理の契約や任務する当事者双方と書類を保存する主管部門の者、各々一通ずつ持ち、しるしとなる証拠であるもの。睡虎地秦簡「秦律十八種」金布律にも「參辦券」がある。

〔三〕櫛 \square ：棺のけ。『説文解字』に「櫛、棺櫛也。」とある。『漢書』高祖紀に「令士卒従軍死者為櫛、歸其縣、縣給衣衾棺葬具、祠以少牢、長吏視葬。」とある。「櫛」とは応劭に「小棺也、今謂之櫛。」とする。臣瓚に「『金布令』曰『不幸死、死所為櫛、傳歸所居縣、賜以衣棺』也。」とある。当時の漢令によって「士卒従軍死」に「櫛」を与えて出身縣に伝送し、少牢を以てまつり、長吏は葬式をのぞみ見るということがわかった。「不幸死、縣道各(?)屬所官謹視收斂、毋禁物、以令若丞印封櫛櫛、以印章告關」(張家山漢簡「津関令」501簡)。

26 没入其販假毆(也)〔一〕錢財它物〔二〕于縣、道【官】、 \square (264)

【譯】

その売り出したり貸し出したりしたものを没収し、(それで得た)金銭財物やそのほかのものも、県、道官において……

【注】

〔一〕没入：没収することである。販は売り出すことである。假は貸し出すことである。

〔二〕「隸妾及女子用箴為縵綉它物、女子一人当男子一人。」(睡虎地秦簡「工人程律」)。「以買它物」(睡虎地秦簡「法律答問」)

十 「田律」(「田租稅律」「田令」を含む)

田獵：

118 一盾〔一〕、非田時〔二〕毆(也)、及田〔三〕不 \square 坐 \square (219.1)

【譯】

一盾(の貲を罰して)、田獵の時期でないのに田獵して、及び田獵して \square をしなければ、 \square 罪に坐する。……

【注】

〔一〕「一盾」の前に「貲」があったはずである。「貲一盾」は、実物の一盾、または貲錢を以て罪を贖う。『説文解字』に「貲、以財自贖也。」とある。「御中発徴、乏弗行、貲二甲。失期三日到五日、誅、六日到旬、貲一盾、過旬、貲一甲。」(睡虎地秦簡「徭律」)

〔二〕田時：田獵の時期。「賊律」殺傷人畜産123簡の注〔一〕を参照。

「春獵爲蒐、夏獵爲苗、秋獵爲獮、冬獵爲狩。」(『爾雅』釋天)

〔三〕田：田時の意である。「田、謂四時田時。弋、謂弋鳧與鴈。」(『附釋音周礼注疏』夏官司馬)

117 田不從令〔一〕者、論之如律。 \square (194)

【譯】

田獵は時令に従ってなければ、律の規定通りその罪を論^{はか}る。……

【注】

〔一〕令：時令。

119 而輿 \square (?)〔一〕疾毆(驅)入之、其未能 \square 逃 \square 、亟散離(?)之、唯毋令獸 \square 逃 \square (252.1)

【譯】

輿 \square は速く駆けさせてこれに追い入れ、逃げられないうちに獸は速やかに分離して、決して獸に \square させてはならない。……

【注】

〔一〕輿 \square ：車。

〔二〕逃 \square ：一説に逃の誤字であろう。(『龍崗秦簡』中華書局版p111)又、一説には輿 \square ではな

く、輓であり、「税」の通借字、或いは本字である。『方言』に「税、舎車也」とあるので、即ち車を外して休憩の意である。（『雲夢龍崗秦簡』科学出版社版 p 35）。

「・射虎車二乗為曹。虎未越泛藪、從之、虎環（還）、賁一甲。虎失（佚）、不得、車賁一甲。虎欲犯、徒出射之、弗得、賁一甲。」（睡虎地秦簡「秦律雜抄」の「公車司馬獵律」）

15 從皇帝〔一〕而行及舍禁苑中者皆(?)□□□□(263)

【譯】

皇帝に從いて行き、禁苑の中に舎まる者は、皆(?)・・・

【注】

〔一〕「皇帝」という表現は簡牘文字として、これは最も時代が古い資料といえる。

16 皇帝過〔一〕、將者令徒〔二〕(145)

【譯】

皇帝が（ある場所）を通過し、引率する人は（徭役）徒〔一〕を・・・〔二〕

【注】

〔一〕過：「【廿八】年、今過安陸。」（睡虎地秦簡「編年記」）注釋者に「『史記・秦始皇帝本紀』載此年始皇第二次出巡、東行郡縣、過彭城、南到湘山、『自南郡由武關歸』、歸途正應經過安陸。」とした。

〔二〕徒：徭役徒。「縣葆禁苑・公馬牛苑、興徒以斬（塹）、垣、離（籬）散（藩）及補繕之」（睡虎地秦簡「徭律」）

〔二〕本簡は簡 16 とも簡 119 の皇帝の田獵に関するものとしてここで入れている。

23 毆（驅）入苑中〔一〕、勿敢擅= 殺= 〔二〕者、(183)

【譯】

鞭打って（馬牛が）禁苑の中に入る、あえて擅殺してはならない。擅殺とは・・・

【注】

〔一〕毆《説文》：「毆、古文驅、从支。」とあり、段『注』に「支者、小擊也、今之扑字。鞭、箠、策所以施於馬而驅之也、故古文从支。」とした。

〔一〕擅殺：法に背いて恣に殺す。「擅殺子、黥為城旦舂。」（睡虎地秦簡「法律答問」）。

77 黔首犬入禁苑中、而不追獸及捕(238)

78 者、勿(235.2)

79 殺、其追獸(殘7.2)

80 及捕(110)

81 獸者、(91)

82 殺之、河禁所殺犬、皆完入公、其(164.1)

83 它禁苑、食其肉而入其皮。(一) (24)

【譯】

百姓の犬は、禁苑の中に入っても禁苑の禽獸に迫たり捕えたりしなければ、殺してはいけない。しかし、その犬が禽獸に捕えたりすれば殺してもよい。河禁（禁苑名）で犬を殺した場合は、その犬の死体はそのまま官署に送る。他の禁苑に殺した場合は、其の肉を食べから皮だけ官署に送る。

【注】

〔一〕これらの7つの簡を、つぎの睡虎地秦簡「田律」にあるほぼ同じような律文によって復元した。「百姓犬入禁苑中而不迫獸及捕獸者、勿敢殺、其迫獸及捕獸者、殺之。河禁所殺犬、皆完入公、其它禁苑殺者、食其肉而入皮。」（睡虎地秦簡「田律」）

103 諸馬、牛到所、毋敢穿穿及置它機、敢穿穿及置它【機】能害(212)

104 人馬、牛者(殘8.2)

105 雖未有(12)

106 殺傷毆(也)、賁二甲。殺傷馬(203)

107 興為盜(109)

108 【殺】人、黥為城(14.2)

109 旦舂。傷人、贖耐。(205.1)

【譯】

およそ馬や牛が来る場所には、いずれも落とし穴を掘ってはならない。落とし穴を掘る、及び他の罌で人や馬や牛に危害を加えうるものを置けば、殺傷することがなかったとしても、貲として二甲を罰する。馬や牛を殺傷したら、盜と同じく罰する。人を殺せば棄市。人に傷を負わせたら、完城旦舂とする。

【注】

この7つの簡を綴合するのは以下の張家山漢律「田律」を参照してできたもの。

「諸馬牛到所、皆毋敢穿穿及置它機、穿穿及及置它機能害人、馬牛者、雖未有殺傷也、耐為隸臣妾。殺傷馬牛、與盜同法。殺人、棄市。傷人、完城旦舂。」（張家山漢律「田律」）

111 𠄎馬、牛、羊、犬、彘于人田𠄎(193)

【譯】

馬牛羊犬彘が他人の田圃で・・・

214 南郡用節不給時令𠄎(148)

【譯】

南郡では時節に従って時令を誤らず・・・

農田：

120 侵食道、千(阡)、郤(陌)、及斬人疇〔一〕企(畦)〔二〕、貲一甲。・・・𠄎(217)

【譯】

道路や田地の阡陌を侵食したり、及び他人土地の境界（標識）やあぜを破壊したりすれば、貲として一甲を罰する。・・・

【注】

〔一〕疇：うね。「疇者、界也、埒畔也。」（『文選』魏都賦の李善注）。

〔二〕企(畦)：「尽巧而正畦陌者、非愛主人也。」（『韓非子』）

116 廿四年〔一〕正月甲寅以來、吏行田〔二〕

贏律(?)〔三〕詐(詐)𠄎(180)

【譯】

廿四年正月甲寅から、吏は農田を視察してきて、（土地を占める）規定を超えれば詐とすることとなる。・・・

【注】

〔一〕廿四年、秦王政に十四年（BC223）。

〔二〕行田：農田を視察する。「並行田視地利」（『晋書』王羲之傳）。『龍崗秦簡』（中華書局2001年版）に『史記』匈奴列傳の「行獵」によって、「疑即行獵、進行狩獵活動。」とある。

〔三〕贏：あまる。『周禮』考工記鄭玄注に「贏、過孰也。」とある。贏律：過律と同じ意。程度をこえること。「使其弟子贏律」（睡虎地簡「秦律雜抄」除弟子律）。「坐事國人過律」（『史記』傅靳蒯成列傳）。

178 諸以錢財它物〔一〕假田〔二〕□□□□□□𠄎(168)

【譯】

およそ錢財や它物を以て田を假り、・・・

【注】

〔一〕它物：「金布律」簡26の注〔二〕を参照。

〔二〕假田：「假田播殖、以娛朝夕。」（後漢書「鄭玄列伝」）

道路：

46 衝(衝)道〔一〕、行禁苑中□𠄎(246.1)

【譯】

衝(衝)道で禁苑のなかに通行する・・・

【注】

〔一〕衝(衝)道：『龍崗秦簡』中華書局版に「衝、通『衝』、縦横相交的通道。」とした。

48 中質〔一〕、去道過一里濯者□水(?)□𠄎(249)

【譯】

道に一里以上離れ、灌漑する者は・・・□水を・・・

【注】

〔一〕中質：簡の始めの一字であり、上に繋がっている前文が分からない限りに意味不明。一説には「射中目標」とある（『龍崗秦簡』中華書局2001年版 p 94）。

〔一〕灌：すすぐ。ここで灌漑（灌漑）する意。

152 部〔一〕主〔二〕者各二甲_レ、令、丞、令史各一甲□_レ (188. 1)

【譯】

部主者にはそれぞれ二甲を罰し、令・丞・令史にはそれぞれ一甲を罰する・・・

【注】

〔一〕部：本簡の冒頭にある一字で、上に繋がってる字は不明であるが、185 簡「取傳書郷部稗官」と比べて、「郷部」である可能性ある。郷部とは郷官部吏であり、『漢書』韓延壽傳に「延壽大喜、開閣延見、内酒肉與相對飲食、厲勉以意告郷部、有以表勸悔過從善之民。」とある。

〔二〕主：主管者。234 簡の注を参照。

50 □_レ行□_レ中過□_レ其□_レ (247. 2)

不明。

田租税律：

125 不遺程〔一〕、敗程〔二〕租者、□。不以敗程租上_レ (215)

【譯】

田租の基準をおとすこととやぶることしなければ、田租の基準をやぶると・・・

【注】

〔一〕遺：漏れる。「盜律」盜田126簡注〔二〕を参照。「兼覆無遺。」（荀子「王制」）程：はかる。「盜律」盜所監133簡注〔一〕を参照。遺程：基準をおとす。

〔二〕敗程：基準をやぶる。

127 一町、當遺二程者、而□□□□□□□_レ (240)

【譯】

一町、二程をおとすに当たる者、而して・・・

128 詐（詐）一程若二程□□之□□_レ (231)

【譯】

田租基準の一単位を騙すれば、二単位にしたがって、それを・・・

【注】

〔一〕若：したがう。一説には若は或い意。

129 人及虚〔一〕租希（稀）〔二〕程者、耐城旦舂。□□□_レ (226)

【譯】

・・・及びいつわって田租をだますことや基準を少なくすれば、耐城旦舂とする。・・・

【注】

〔一〕虚：いつわり。

〔二〕希：稀に通じて、すくない。「怨是用希」（論語「公冶長」）皇侃義疏に「希、少也」とある。

130 □_レ各二程□_レ (129)

131 □_レ程直（値）希（稀）之_レ (28)

【譯】

・・・基準値を少なくす。・・・

132 □_レ貲租者一甲_レ (216. 3)

【譯】

・・・租者に貲として一甲を罰す。・・・

134 □_レ希（稀）其程率〔一〕。或稼_レ (177. 2)

【譯】

・・・その基準をすくなくして、或いは・・・

【注】

〔一〕率：律と通じて、基準。『廣雅』釋言に

「律、率也。」とある。

136 租不能實〔一〕□、□輕重于程、町失三分、□(171)

【譯】

誠実に田租を受けられず、基準より軽くしたり重くしたりすれば、町ごと三分の一程度の差があれば・・・

【注】

〔一〕實：まこと。

138 有犯令者而(?)弗得〔一〕、貲官(?)嗇(?)夫(236)

【譯】

法令を違反した人がいったのに、(主管者が)察知しなければ、官嗇夫に貲刑で罰する。

【注】

〔一〕弗得：察知しらず。「具律」裁判制度234簡の注を参照。

139 其部□□□□貲二甲。・・・(228)

140 租筭索〔一〕不平一尺以上、貲一甲。不盈一尺到(224)

【譯】

租を徴収用筭の索は一尺以上に水平よりずれば、貲として一甲を罰し、一尺未満・・・に至ったら・・・

【注】

〔一〕筭索：おそらく倉の穀物をならず用の道具。筭の正字は杆であり、『説文解字』に「平也」とある。

〔二〕平：基準。

141 上、然租不平而劾〔一〕者、□□□□租(?)之(?)□(225)

【譯】

田租(の徴収)に不公平でさだめたら・・・

【注】

〔一〕劾：核に通じて、さだめる意。

142 皆以匿租者、詐(詐)毋少多、各以其(170.1)

【譯】

すべて租税の隠ぺいとして処罰するというのは、嘘の多い少ないに関係なく、各自その・・・

143 □□□不到所租□直(値)、虚租而失之如(147)

【譯】

・・・納めるべき租税に届いておらず、租税を偽ってこれを漏れ、・・・の如く・・・

144 租者監者〔一〕、詣受匿(?)租所□□□□(218)

【注】

〔一〕監者：監督者。「空倉中有薦、薦下有稼一石以上、廷行【事】貲一甲、令史・監者一盾。」(睡虎地秦簡「法律答問」)

意味不明であるが、おそらく租者と監者らの間に租税の隠ぺに関する律であろう。

147 坐其所匿税臧(贓)、與灋(法)〔一〕没入其匿田〔二〕之稼。(202)

【譯】

租税を隠して横領することを罰し、法を以てその隠した土地の穀物を没収する。・・・

【注】

〔一〕與：以に通じ、與灋(法)：法を以て意。

〔二〕匿田：田圃を隠す。「部佐匿者(諸)民田、者(諸)民弗智(知)、當論不當?部佐爲匿田、且可(何)爲?已租者(諸)民、弗言、爲匿田。未租、不論爲○○匿田。」(睡虎地秦簡「法律答問」)

150 租者且出以律、告典 = 〔一〕、田 = 典 = 〔二〕、令黔首皆(知)之、及(196)

【譯】

貸す人はまた法律によって出し、典・田典に

告げて、典・田典は百姓にこれを知らせて、また・・・

【注】

〔一〕典：里典、里正。『公羊傳』宣公十五年注に「在邑曰里、一里八十戸、……選其耆老有高徳者、名爲父老。其有辯護伉健者爲里正、皆受倍田、得乘馬。」がある。

〔二〕田典：田畑の事務を管轄する小役人である。「有（又）里課之、最者、賜田典日旬。殿、治（答）卅。」（睡虎地秦簡「秦律十八種」苑律）。

154 黔首皆從千(阡)佰(陌)疆(疆)畔〔一〕之其□(198)

【譯】

百姓はみな田圃のさかいによって・・・

【注】

〔一〕疆畔：田圃のさかい。『説文解字』に「畔、田界也。」とあり、段「注」に「田界者、田之竟處也。」とある。

155 黔首錢假其田已(?)□□□者、或者□□(161)

【譯】

百姓はお金によってその田を借りから・・・

【注】

「而豪民侵陵、分田却假。」顔『注』：「分田謂貧者無田而取富人田耕種、共分其所收也。假亦謂貧人賃富人田也。却者、富人却奪其稅、侵欺之也。」（『漢書』食貨志）

156 田□□□僕射〔一〕□大人□(160)

【注】

〔一〕僕射：「皆有僕射、隨所領之事以爲号也。」（『漢書』百官公卿表の師古注）

157 黔首田實〔一〕多其□□(153.1)

【譯】

百姓の田の獲物は、それより多いになったら・・・

【注】

〔一〕實：とみ、獲物。『淮南子』に「財不聚而名不立。」とある。

159 □或即言其田實(?) □(残10.1)

【譯】

或いはすなわちその田の獲物を言う・・・

【注】

本簡は157簡と繋がっている可能性がある。

158 黔首或始種(種)即故□□(176)

【譯】

百姓または耕作し始め、即ち・・・

160 逆徙〔一〕其田中〔二〕之臧(贓)而不□(155)

【譯】

その田に（関して）得た賄賂を隠したりし、移したりすれば、自ら・・・しなければ・・・

【注】

〔一〕逆徙：隠したり、移したりする。逆、屏と通じて、おおう。『説文解字』に「屏、蔽也。」とある。

〔二〕中：得と通じ、手に入れる意。『周礼』地官に「掌國中失之事」があり、鄭注に「辞故書「中」爲「得」。」とある。

161 □罪及稼〔一〕臧(贓)論之。 □(132)

【譯】

・・・の罪及びその得た賄賂によって罪を論ずる。

【注】

〔一〕稼：うえる、収穫。

162 稼償主。 □(232)

163 □之租□(139.2)

164 □□田以其半□(139.3)

165 □□者租匿田〔一〕□(78)

【譯】

隠した田圃に租税を徴収する。

【注】

〔一〕 147簡の注を参照。

166 𠄎律賜苗𠄎(125. 1)

167 𠄎程租(219. 3)

168 𠄎租及𠄎𠄎(33)

169 𠄎𠄎租其𠄎𠄎(31)

170 𠄎租故重〔一〕(17)

【譯】

・・・故意に租税を重くする。

【注】

〔一〕 睡虎地秦律「法律答問」に「罪当重而端軽之、当軽而端重之、是謂不直。」とある。

171 𠄎故軽故重𠄎(残2. 3)

【譯】

故意に租税を軽くしたりし、重くたりする。

【注】

170 簡の注を参照。

172 𠄎雖弗為軽租直(値)(13)

【譯】

・・・租税の値を軽くしなくても・・・

173 軽【重】同罪𠄎(178)

【譯】

軽重問わず、同罪である。・・・

174 𠄎重租與故(5)

不明。

176 𠄎𠄎租者不丈𠄎(残1. 1)

【譯】

・・・租者測らず・・・

【注】 丈、はかる意。睡虎地秦簡「為吏之道」

に「徒隸攻丈」とある。

177 𠄎𠄎寫律予租𠄎(残8. 3)

【譯】

・・・律を写し、租を与え・・・

【注】

予：与と通じ、あたえる意。

186 𠄎分、失廿石以𠄎(残4. 4)

【譯】

・・・二十石をあやまると・・・

187 𠄎以上、失租廿石𠄎(残9. 1)

【譯】 以上、二十石の租をあやまると・・・

188 盈廿石到十石、論(?)𠄎𠄎。不盈【十】石到一石、𠄎(239)

【譯】

廿石～十石であれば・・・と論じ【十】石未満～一石に到る・・・

189 以𠄎𠄎𠄎𠄎。不盈𠄎石到𠄎(234. 1)

【譯】

・・・何石未満・・・(石)に到る・・・

190 𠄎不盈一石𠄎(141. 1)

【譯】

・・・一石未満・・・

191 一盾。不盈十石到一石、誅(?)〔一〕。不盈九斗到十𠄎(230)

【譯】

一石から十石未満なら誅罰され、十(升)から九斗未満なら・・・

【注】

〔一〕 誅：叱責する罰。

192 斗、誅。不盈三𠄎到六𠄎、𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎(229)

【譯】

斗なら、誅罰される。三𠄎未満から六・・・

193 不盈廿石到十石、誅。不盈十石及過十石
(221)

【譯】

二十石未滿から十石まで、誅罰され、十石未
滿及び十・・・過ぎ

194 廿【石】 (29)

【譯】

・・・二十 (石) ・・・

【附録】 その他 (律 (令) 名不明、備考)

51 為城旦 (192. 3)

52 禁苑在關外 (199)

53 令、丞弗得、貲各二甲。關外及縣、道官為
(223)

75 死縣道【官】 (135. 1)

84 禁苑 (205. 2)

88 道官皆勿論 (131)

91 善射者敦 (44)

92 弩矢 (135. 2)

93 【黥】為城旦舂 (133. 1)

94 入禁 (66)

95 【苑】雉 (殘 10. 3)

96 勿令巨罪。 (193. 1)

135 同罪。 (235. 1)

149 一等、其 (殘 7. 3)

179 之亦與買者 (169. 1)

180 敢販假贏 (169. 2)

182 具與偕 (殘 2. 2)

183 犯此令 (殘 3. 1)

184 【二】 【甲】而以 (138)

185 其程盡以 (殘 4. 1)

198 勿予其言毆 (也)、禁
(220)

199 宦者其有言遷 (遷) 及有罪者
(166. 1)

200 有言縣道官、園程 (201)

203 遇 (?) 而争而不剋者 (192. 1)

206 道官= 長= 問之 (?) (167)

207 小期 (157. 1)

208 者、皆貲二甲。 (149) □

209 必言者 (?) 入 (146)

210 勿禁。・・・ (142. 3)

211 入縣官 (127)

212 【各】貲一盾 (126)

213 復以給假它人、取 (163)

215 取南郡 (98)

216 如三分 (121)

217 一甲 (120)

219 貲一盾 (116+121. 2)

220 謁者必 (123)

221 行道 (141. 2)

222 罪 (106. 2)

223 者皆與 (137. 2)

224 魚 濇直 (158)

225 律論之 (137. 3)

226 僉縣 (?) (137. 5+137. 6)

227 官 (124)

228 縣 (92)

229 有 (101)

230 甲出 (100)

231 將 (88)

232 不盈 (殘 4. 5)

233 上及車
(233)

235 以上貲二 (82)

236 貲一甲。 (81)

237 者 (?) 不 (69)

238 下皆 (64)

239 上典 (61)

240 律 (58)

241 尉將 (55)

242 道官 (53)

243 二日以 (?) (46)

244 令 (34)

245 故 (39. 1)

246 道官 (37)

- 247 𠄎𠄎者吏𠄎(25)
- 248 𠄎𠄎而𠄎(23)
- 249 𠄎中以𠄎(22)
- 250 𠄎鄉邑上𠄎(170.2)
- 251 𠄎𠄎治除敗𠄎(19)
- 252 𠄎旁不可𠄎(138.2)
- 253 𠄎封𠄎(8)
- 254 𠄎勿(6.1)
- 255 · 𠄎𠄎𠄎(6.2)
- 256 𠄎𠄎其𠄎(1)
- 257 𠄎𠄎寸𠄎(殘9.2)
- 258 𠄎𠄎宦者𠄎(殘4.2)
- 259 𠄎𠄎之不如【令】𠄎(殘6.1)
- 260 𠄎令𠄎(殘5.4)
- 261 𠄎分(?)𠄎𠄎𠄎𠄎(殘6.2)
- 262 𠄎止(103)
- 263 𠄎丘𠄎(157.3)
- 264 𠄎不從【令】𠄎(殘3.1)
- 265 𠄎𠄎小𠄎𠄎(71)
- 266 𠄎灋(法)𠄎(殘3.4)
- 267 𠄎且春𠄎(136.2)
- 268 𠄎牛𠄎(39.2)
- 269 𠄎首(殘2.4)
- 270 𠄎各善𠄎(殘1.3)
- 271 𠄎𠄎官𠄎𠄎(192.4)
- 272 𠄎以論𠄎(185.2)
- 273 𠄎𠄎苑(?)𠄎(142.1)
- 274 𠄎𠄎之【其】𠄎(142.4)
- 275 𠄎𠄎其𠄎(142.2)
- 276 𠄎挾(?)𠄎𠄎(142.5)
- 277 𠄎其𠄎(269.2)
- 278 𠄎錢到𠄎(273.3)
- 279 𠄎𠄎𠄎已夫(決)乃𠄎(166.2)
- 280 𠄎𠄎罪𠄎(137.4)
- 281 𠄎𠄎射𠄎(95)
- 282 𠄎𠄎𠄎傳𠄎𠄎(213.2)
- 283 𠄎有𠄎(219.2)
- 284 封(?)𠄎(153.2)
- 285 𠄎之𠄎𠄎(214.2)
- 286 𠄎符(52)
- 287 𠄎或𠄎(117)
- 288 𠄎𠄎一𠄎(114)
- 289 𠄎𠄎(208.3)
- 290 𠄎𠄎及𠄎(152.2)
- 291 𠄎官𠄎(157.2)
- 292 𠄎克𠄎(125.2)
- 293 𠄎𠄎皆𠄎(208.2)

